

報告第2号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った児童扶養手当過払金返還請求事件に関し、債務者から督促異議の申立てがあったことから、当該事件に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

児童扶養手当過払金返還請求事件に関し、訴えを提起することについて、平成27年2月12日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

児童扶養手当過払金返還請求事件に関し、訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

- 1 相手方

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。
--
- 2 事件名 児童扶養手当過払金返還請求事件
- 3 事件の内容および請求の趣旨
 - (1) 児童扶養手当の給付に当たっては、毎年8月に受給者から所得状況等を記載した現況届の提出を受け、その受給資格を確認している。平成25年8月に相手方から提出された現況届の添付書類に、同居する扶養義務者の記載があったが、市は当該扶養義務者の所得状況を確認せず、相手方の所得額のみで受給資格を判定し、平成25年度分として、同月から平成26年7月にかけて、合計270,520円の児童扶養手当を相手方に給付した。
 - (2) 平成26年8月に相手方から提出された平成26年度分の児童扶養手当に係る現況届の添付書類においても前年と同様に扶養義務者の記載があったことから、市は、当該扶養義務者の所得状況等を確認したところ、その所得額が、平成25年度分の児童扶養手当からその支給対象となる所得限度額を超過していることが判明した。
 - (3) このことから、市は、相手方に対し平成25年度分の児童扶養手当の返還を求め、折衝を行ったが、市の事務処理誤りを理由に返還に応じなかったため、平成27年1月26日に長浜簡易裁判所に対し過払いとなった児童扶養手当270,520円の返還を請求する支払督促の申立てを行った。
 - (4) この支払督促の申立てに対し、相手方から、平成27年2月2日に督促異議の申立てがなされたため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促申立ての時に訴えの提起があったものとみなされたものである。
 - (5) 当該訴えに係る費用は、相手方にその負担を求める。
- 4 事件に関する取扱い

本件については、必要に応じて、和解および上訴をすることができるものとする。

平成27年2月12日

米原市長 平尾道雄